

令和6年度富山県立高志支援学校いじめ防止基本方針

富山県立高志支援学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。児童生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター（以下、子ども支援センターと表記）その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 肢体不自由の特別支援学校で、小学部、中学部、高等部で構成されている。知的障害を併せ有したり、日常的に医療的な配慮を必要としたりする児童生徒が増加傾向にある。
- ・ 児童生徒の約3割が入所施設から通っており、学校や日常生活での人間関係が、校内の友達や関係する大人に限られてしまう傾向にある。
- ・ 障害の実態や特性が異なり、児童生徒間で適切にコミュニケーションが図れないことがある。また、少人数での学習や活動が多く、意見や考えが広がりにくい。

2 課題

- ・ 各学部と連携し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を計画的に育成する。
- ・ 入所施設との連携を図り、児童生徒間の友達関係を把握する。
- ・ 学部行事や児童生徒会活動、その他の学習活動と関連付け、学年、学部を越えた活動や、交流学习等を通して多様な考えや意見に触れる機会を増やしていく。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

III いじめへの対応

1 いじめ問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

- ・校長、教頭、生徒指導部主任（主事）、保健部主任、学部主任 等
- ※必要に応じて、学年主任、関係学級担任、養護教諭、こども支援センターこども発達支援部長、入所療育課長、PTA、弁護士等の外部専門家を追加

○役割

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修等）
- ④児童生徒や保護者・こども支援センターに対する情報発信及び意識啓発
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ⑥事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑦いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ⑧いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を追加し、対応にあたる）
※いじめ重大事態の発生については教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑨本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

○具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ②規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③自己有用感を高め、学級や学校での居場所づくりに努める。
- ④いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え、話し合う学級活動やHR等、児童生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒へは、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲児童生徒に対する指導を行う。
※特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等
- ⑧教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○具体的な対応策

- ①児童生徒の様子に目を配り、気になる児童生徒に対しては、言葉掛けや面談を迅速かつ適切に行う。
- ②児童生徒の人間関係の状況把握に努める。
- ③アンケート調査（いじめ調査）や教育相談（個人面談）を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは、速やかに（当日中に）学部主任を通して生徒指導主事・管理職、そして、「学校のいじめ問題に取り組むための組織」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
※アンケート原本、面談記録等は児童生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料や報告は5年間保存が望ましい。文部科学省：「不登校重大事態に係る調査の指針」より
- ④保護者、こども支援センターから情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年の教職員、学年主任、学部主任、学部教頭、生徒指導部主任（主事）等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を行う。同時に「学校のいじめの問題に取り組むための組織」を活用して、関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭やこども支援センター、教育委員会、関係機関とも連携を取り、組織的に対応する。

○具体的な対応策

- ①被害児童生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。必要に応じて医療と連携する。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ②詳細な事実確認と正確な状況把握を（正確かつ迅速に）行い、原因や背景を把握する。
- ③指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④教育委員会へ連絡する。（必要に応じて児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤被害児童生徒、加害児童生徒の保護者、必要に応じてこども支援センターへ、学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。
- ⑥ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ児童生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことで、拡散の防止に努める。児童生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは、早い段階で警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ児童生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

○具体的な対応策

- ①校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを児童生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③学級活動やHR等の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④児童生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援や指導を行う。
 - ※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談によって確認）
- ⑥児童生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
- ⑦「学校いじめ防止基本方針」や「学校のいじめ問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた児童生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを児童生徒が確認できる取組を推進する。

6 こども支援センターや家庭、地域との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAやこども支援センター及び地域とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、連携した取組を推進する。

○具体的な対応策

- ①学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者やこども支援センター及び地域の理解と協力を得ることができるよう努める。（入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する）
- ②家庭訪問や学部通信、連絡帳、個別懇談等を通じて家庭等との緊密な連携・協力を図る。
- ③いじめが起きた場合には、家庭やこども支援センターとの連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④PTAや学校評議員会等でいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて組織ぐるみの対策を進める。
（PTA総会、学部懇談会、学校評議員会等）
- ⑤保護者に対して、インターネット上のいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

IV 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	児童生徒会活動	その他
4月	○		○	○ ※職員会議で 共通理解		個別懇談会 学部懇談会 PTA総会 (学校いじめ防止基本方針 の説明) 学習参観
5月						
6月		○			○ さわやか運動	
7月	(○) ※必要に応じて					個別懇談会(ⅠⅡ)
8月				○ ※外部講師に よる研修会		
9月						個別懇談会(ⅢⅣ)
10月					○ さわやか運動	
11月			○			
12月					○ 人権週間校内放送	個別懇談会(ⅠⅡ)
1月		○				学習参観
2月						個別懇談会 (卒全、在ⅢⅣ)
3月	○					個別懇談会 (在ⅠⅡ)
備考	緊急時には、 随時対応	学校生活 アンケート (全員対象)	(全員対象)			

IV いじめが起こったときの組織的な対応

